

# 計画の円滑な推進のために

## 事業者の役割

- (1) 環境管理体制の確立と情報の公開  
(自己処理体制の整備と適正な委託処理)
- (2) 自社廃棄物の発生抑制及び再生利用の促進
- (3) 自社製品等のLCA徹底
- (4) 再生原材料の使用拡大
- (5) 使用済み製品・消耗部品の回収体制整備

廃棄物処理法では、事業者は事業活動により生じた産業廃棄物を自らの責任で適正に処理することとされており、発生抑制や再資源化にも努めなければならないとされています。

また、自社の工程から排出される廃棄物の処理のみならず、拡大生産者責任の考え方に基づき、自社製品や建築物の長寿命化設計及びLCAの徹底、また、使用済み製品・消耗部品の回収体制整備と修理等のアフターケアの充実に努めることが重要です。

## 処理業者の役割

- (1) 処理に係る環境保全対策の徹底と環境負荷低減のための取組
- (2) 処理施設の設置・運営及び情報の公開
- (3) 地域社会での共存と貢献
- (4) 経営基盤の安定及び資質の向上
- (5) 新たな技術開発と循環型社会ビジネスの振興

事業者が発生させた産業廃棄物を処理する処理業者は、円滑な経済活動を支えるとともに循環型社会形成に重要な役割を果たすものであり、環境保全対策の徹底とその情報の公開により、地域社会での理解と信頼性の向上を図る必要があります。

また、安定的な処理の確保や新たな処理技術の開発による循環型社会ビジネスの振興と雇用創出のためには、産業廃棄物のもつマイナスイメージの払拭や自らの資質向上に努めなければなりません。

# それぞれの役割

## 市民の役割

- (1) 産業廃棄物に対する正しい理解
- (2) 省エネの実践
- (3) 「所有する」から「借りる・サービスを利用する」、また、「使い捨て」から「よいものを長く使う」などライフスタイルの見直し
- (4) 再生利用製品の優先購入
- (5) 不適正処理行為を発見した際の関係機関への情報提供

我々の快適な日常生活を支える食料品や生活用品の製造、電気や上下水道の供給にも多くの産業廃棄物が発生していることや、その再生利用も含めた処理は、資源循環に大きくかかわっていることを認識することなど、正しい理解が必要です。

## 京都市の役割

- (1) 本計画の周知と施策の実施
- (2) 廃棄物処理法をはじめとする関係法令の迅速かつ厳正・公正な運用
- (3) 循環型社会形成に向けた関係者相互のコーディネート及び調査研究

京都市は、排出事業者、処理業者、市民の相互のコーディネーター役として、国や京都府と連携を図りながら本計画に定める施策の計画的な実施と法令に基づく事務の迅速かつ厳正・公正な運用により、循環型社会形成のための枠組づくりを進めていきます。

## 計画の実施、進行管理

計画期間中は、全発生量の約6割を占める多量排出事業場の実施状況報告や処理業者の実績報告等に基づき毎年の数値目標達成状況の推定を行うとともに本計画の施策の進捗状況等はインターネットホームページ等を通じ広く公表することにより、市民等からも自由に意見を述べることのできるシステムを構築していきます。

本計画の進行管理に当たっては、PDCAサイクル(Plan - Do - Check - Action)の考え方により、自ら行うとともに市民意見や関連業界等の意見を参考に毎年評価を実施し、必要な見直しを行うなど弾力的な運用を図っていきます。

	年度	16	17	18	19	20	21	22	23~
計画期間									
計画進捗状況把握									
施策の評価・見直し									
実態調査実施									
第3次計画策定									
第3次計画施行									

# Q & A

## Q1 なぜ計画を定めるの？

**A1** 京都府が、廃棄物処理法に基づき平成15年3月に策定した「循環型社会形成計画」では、京都市は府域全体の中で包括的に記載されているのみであることから、市域の実状に応じ、よりきめ細かな計画を定めるものです。

また、旧計画(11~15年度)策定後、「循環型社会形成推進基本法」の制定を初め、新たな法制度が整備されるなど、廃棄物を取巻く状況も大きく変化していることから、市民参加の推進など新たな視点も加え、16年度以降に取り組む施策等の見直しを行いました。

## Q2 発生量などの数値目標の達成は大丈夫なのか？

京都市は府や国に比べ再生利用率が低いのではないかと？

**A2** 発生抑制については、建設業、製造業など業種ごとに工法や製造工程の改善、梱包材料の削減等、廃棄物の種類別に削減率を算出し合計したものです。

再生利用率の向上及び埋立処分量の半減については、建設リサイクル法に基づく分別解体等により、これまで建設混合廃棄物として埋立処分していたものを再生利用すること等や製造業等では、「業界別廃棄物処理・リサイクルガイドライン」(産業構造審議会)に掲げられた目標値の実現により達成できると考えています。

また、産業廃棄物にはいろいろな種類があり、地域によってその構成も異なるため(Q5参照)再生利用率等も単純に比較はできません。

## Q3 産業廃棄物も一般廃棄物と同様、すべて京都市が処理すればよいのでは？

**A3** 廃棄物処理法では、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされています。

## Q4 この計画の特徴は？

**A4** <政策目標の見直し>  
処理施設の設置促進だけでなく、既存処理業者の資源循環業への業態転換や収集運搬も含めた廃棄物処理に係る総合的な環境負荷の低減を考慮  
資源循環の「環」の拡大

<新たな数値目標の設定>  
発生抑制：平成13年度比5%削減  
市域内処理率：52% 56% 他  
(可能な限り発生場所から近い地域で処理すべきとの観点から、市域内処理率の向上を目標に掲げる)

<新たな観点から実施する主な施策>  
各機関との連携の強化と市民参加の推進  
産学公連携による循環型社会ビジネスの振興  
事業者(排出事業者、処理業者)の自主的な取組の推進  
優良業者の育成  
「産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」による不適正処理対策の強化  
PCB廃棄物処理対策(製造中止から約30年を経てようやく処理の道筋が整いつつあります。)

<その他>  
写真やコラム等を配置するなど、市民の目線で見やすく分かりやすいものに工夫

## Q5 産業廃棄物にはいろいろな種類がありますが、京都市は全国的にみてどうか？

### A5 産業廃棄物発生量の割合

